

令和9年4月以降の 船員行政手続きのデジタル化について

令和8年9月
海事局船員政策課

令和9年4月以降のデジタル化にむけた作業スケジュール案

	令和8年					令和9年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		船員部会での概要説明	業界等へのデジタル化の概要説明				R9.4以降の申請方法に係る関係者説明	
参考	システム改修に係る詳細設計作成	システム改修に関する各種テストの実施 データ移行のための準備 操作マニュアル・職員向け研修用資料の作成 等						

令和8年4月よりデジタル化開始(※)	令和9年4月よりデジタル化予定
手続	手続
航海当直部員の認定	船員手帳(申請受理・審査・発給)
危険物取扱責任者の認定	雇入契約(届出受理・審査)
衛生管理者資格の認定	事業状況報告
救命艇手資格の認定	災害疾病状況報告
旅客船教育訓練修了者等の確認	就業規則の届出
船舶料理士資格証明書の申請	時間外労働に関する協定の提出
調理教育修了等の確認	航行に関する報告
衛生担当者資格の認定	航行に関する報告の証明
高速旅客船教育訓練修了者の確認	欠員航行に関する届出・許可
消火作業指揮者適任証書の交付	補償休日労働に関する労使協定の届出
特定海域運行責任者の認定申請	休息時間の分割に関する労使協定の届出

※ 令和8年4月からのデジタル化開始手続きは、
申請受理・審査・電子証書交付手続き

令和9年3月31日まで発給

- 情報網羅型
- 記載事項に係る証印や官庁受理印等を受けるため地方運輸局等への出頭が必要



身分証明

官庁記事

船員法に基づく資格証明

雇入契約(乗船履歴)証明

社会保険加入記録

健康証明

労務管理記録【任意記載】

資格保有記録【任意記載】

令和9年4月1日以降に発給



- 記載事項は身分証明に係る機能に特化
- 現行の船員手帳が有している上陸・下船に係るパスポート同等機能を維持(官庁記事ページを維持／手帳の形態を存続)
- ID/メールアドレス/パスワードを設定して船員マイページと紐付
- 船員手帳には船員マイページへのリンク先二次元バーコードを掲載し、デジタル化後の情報アクセス利便性を確保

※ 上記を踏まえ身分証明欄等のデザインを作成中

船員マイページ

- 資格証明等に係る情報は、船員マイページから閲覧可能(多要素認証による本人確認など高いセキュリティレベルを確保)
- 現行の船員手帳記載事項のうちPSCで求められる資格証明や雇入契約等に係る情報を網羅

現在保有している船員手帳等の取扱い

現在、船員手帳をお持ちの方

身分証明・官庁記事

現行様式



令和9年4月以降の取扱い

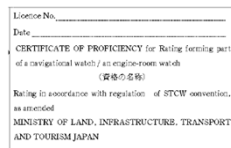
有効期間満了日まで引き続き使用可能

(新様式への移行時)
・訂正、再交付、書換えの際に新様式を交付



船員法に基づく資格の証明

証印による
資格証明



有効期間満了日まで引き続き使用可能

(新様式への移行時)
・船員手帳交付時に官庁記事欄に証印転記
・令和8年4月以降、オンライン申請により適任証書(電子証明書)の交付開始済み



雇入契約(乗船履歴)証明

第六・七表



有効期間満了日まで引き続き使用可能

(新様式への移行時)
・オンラインで雇入届出を行うことで、船員マイページからの閲覧が可能
・新様式への移行後、オンラインからの雇入届出をしない場合には、「勤務に関する事項を記載した書面」(船員法第50条但し書き)により証明可能
・過去の乗船履歴については、当該船員マイページに蓄積されない

船員手帳の申請から交付に係る想定フロー

R9.3.31まで

申請

開庁日のみ
申請可能

申請者


・紙書類の準備
・手数料の用意

移動



窓口※への出頭※指定市町村や運輸局等

審査
交付


窓口での当日対面交付

オンライン申請

申請者


24時間・土日祝日
申請可能

申請事項や必要書類を
オンライン上で送付
※審査完了後に手数料を
電子納付


【国土交通本省】

・船員手帳に係る
審査及び発行

・審査終了
・受取可能予定日
を通知


申請者



出頭

交付

窓口申請

申請者



開庁日のみ申請可能

【地方運輸局等】



※職員が代理入力

所要2～3日程度
(地域により差異有)

申請書類を郵送
※手数料に係る
収入印紙含む

審査完了・
船員手帳送付

所要2～3日程度
(地域により差異有)

・地方運輸局等にて
船員手帳の受け取り


○令和9年4月1日以降、船員手帳申請者は以下の手続きを行っていただく想定

- ✓ 申請書類及び添付書類の提出（オンラインの場合には出頭不要）
- ✓ 地方運輸局等で船員手帳の受け取り


オンライン申請の場合には、**窓口の閉庁日にも24時間365日船員手帳の申請が可能**

船員手帳発給事務			
	現行(窓口)	今後(オンライン)	今後(窓口・代理入力)
出頭(申請時)	有	無	有
申請時の窓口での待機	有 (受付・審査・発行の間)	無	有(受付)
即日交付の可否	可	不可	不可
出頭(受取時)	有(申請時と同様)	有	有

青字:業務削減部分

赤字:新規業務部分

オンラインでの雇入届出に係る想定フロー

事前の準備

船舶所有者



船員システムを通じて、

- ・所属船員情報
- ・所有船舶情報

を事前に入力

船舶に関する情報(例)※

- ・船舶番号
- ・船名
- ・総トン数
- ・航行区域
- ・主機の出力
- ・配乗に関する特例

等

船員に関する情報(例)※

- ・船員の氏名
- ・船員ID(船員を識別する番号)
- ・給料の支払者(船舶所有者)
- ・所属開始年月日
- ・資格の情報(海技資格、適任証書、訓練記録)
- ・健康証明書

等

※根拠となる書類を添付、変更が生じた際は変更手続き

【地方運輸局等】

- ・必要な人数や必要な資格等を示す
最小安全配員表を自動作成



最小安全配員 Minimum Safety Arrangement		
職務 Post	必要人数 Min	選択人数 Selected
船長 (Master)	1	0
一等航海士 (Chief Mate)	1	0
機関長 (Chief Engineer)	1	0
一等機関士 (2nd Engineer)	1	0

(最小安全配員表のイメージ)

雇入の届出

船舶所有者



①登録した船舶を選択



②事前に作成された最小安全配員表に沿って必要な船員を配乗



【地方運輸局等】

- ・受理
- ・事前に登録された最小配員定員表に沿って、必要な人数や資格を充足しているかを確認

③承認されれば海員名簿をダウンロード



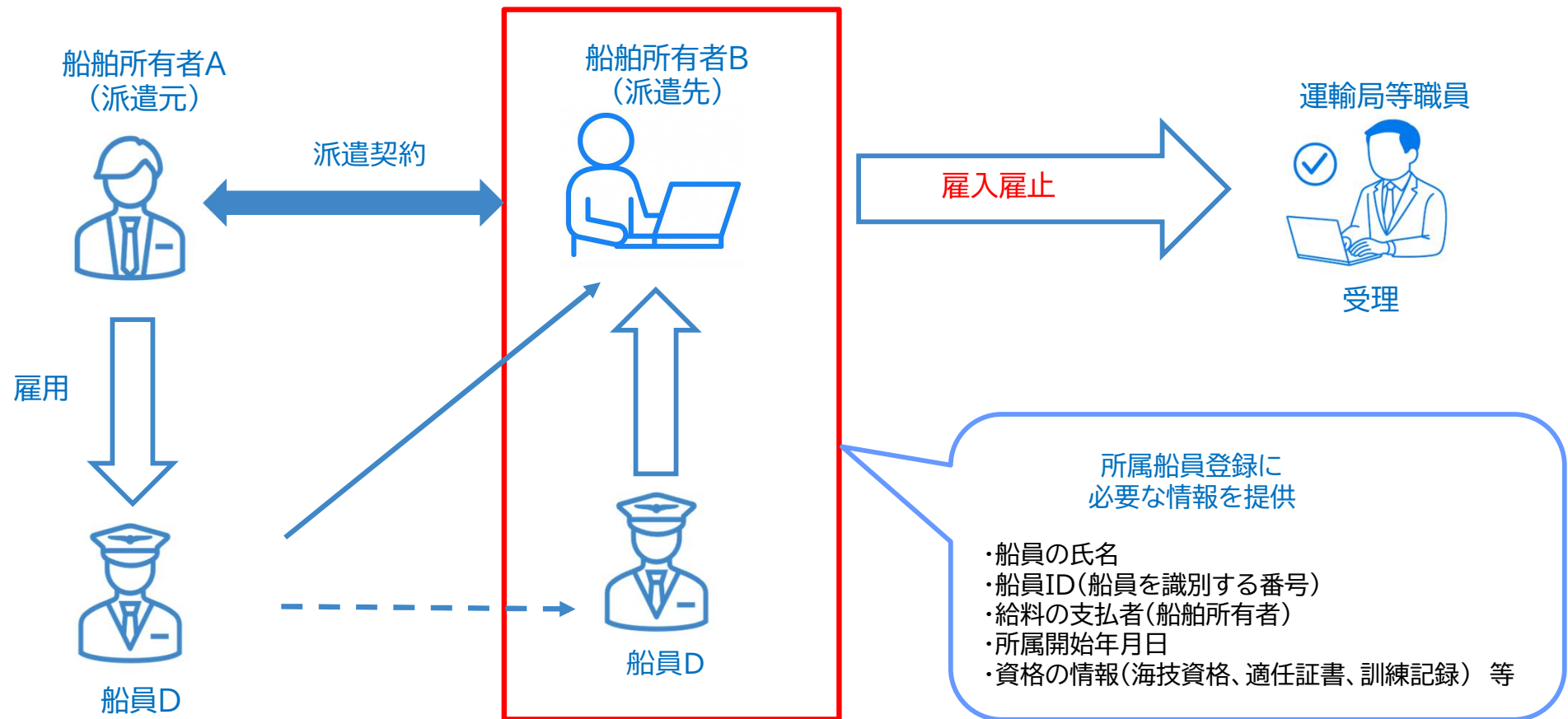
※ 現行様式・新様式のいずれの船員手帳を有していても、オンラインでの雇入届出手続きは可能

○令和9年4月1日以降、船舶所有者には以下の手続きを行っていただく想定（オンラインの場合のみ。窓口での手続きは従来通り）

- ✓ e-Govを通じて船舶所有者マイページを開設
- ✓ 船舶情報及び船員情報に関する情報を事前に登録
- ✓ 雇入手続き時に、事前に登録された情報から必要な人数及び資格を有する船員を配乗

船舶・船員関連情報を事前入力し、雇入手続きの度に準備する書類の提出を省略することで申請者の負担軽減

オンラインでの雇入届出時における派遣船員の取扱い



派遣期間に限り、船舶所有者Bの所属船員として登録

船舶所有者が行う雇入届出の際に行う手続きの差異

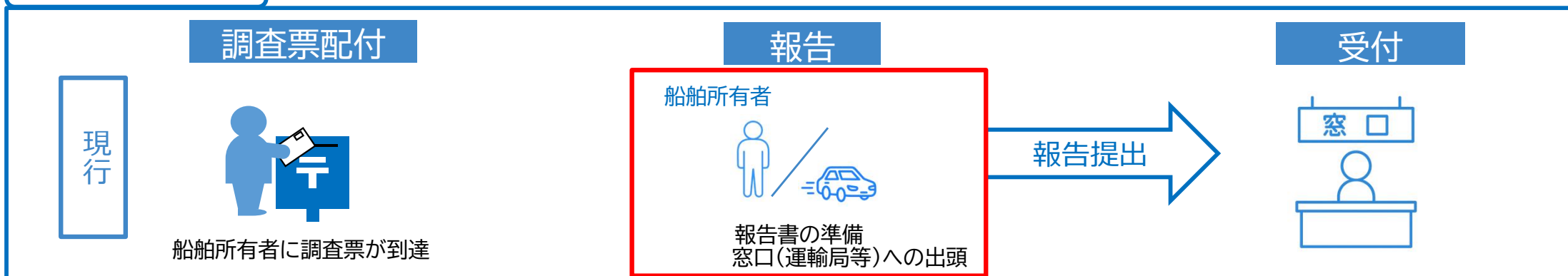
雇入契約の成立等の届出事務		
	現行・今後(窓口)	これから(オンライン)
・船舶所有者マイページ開設 ・所有船舶、所属船員の登録	-	有 (初期情報として一度システムにて作業)
雇入届出手続き	・雇入届出手続き (所有船舶、所属船員に関する情報 及び添付書類を都度提出)	・雇入届出手続き (所有船舶、所属船員に関する情報 及び連符書類の都度提出なし)

青字:業務削減部分

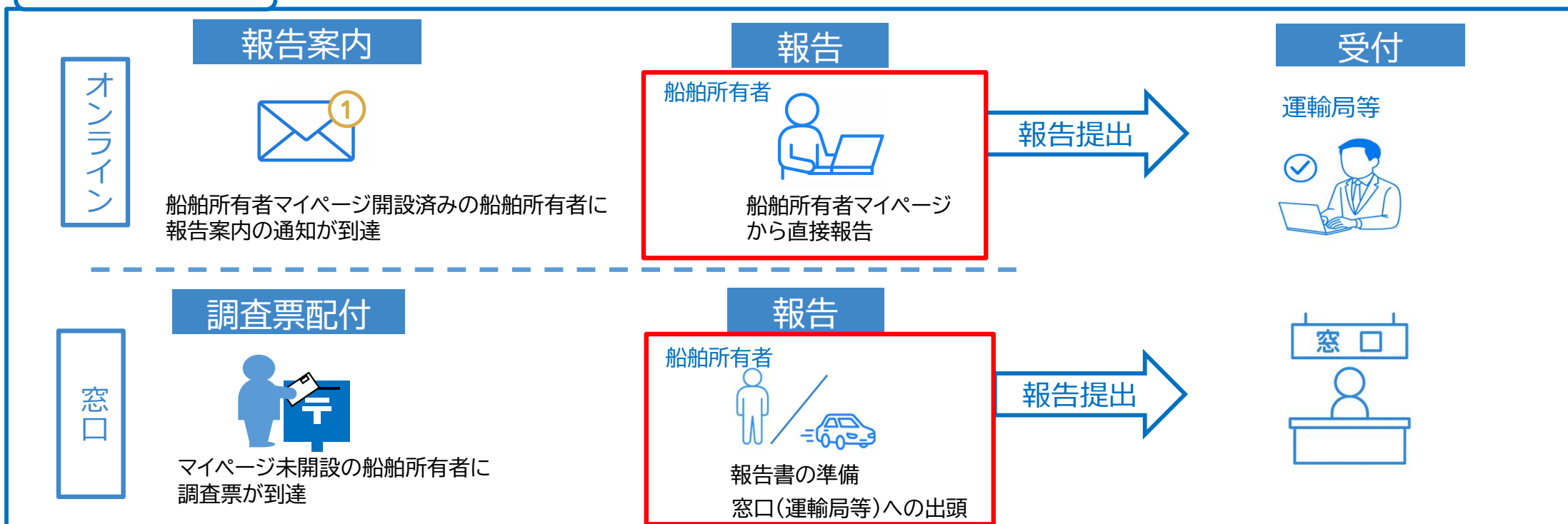
赤字:新規業務部分

船員法第111条報告(事業状況報告・災害疾病報告)に係る想定フロー

R9.3.31まで



R9.4.1以降



オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

就業規則等の届出に係る想定フロー

オンライン申請

申請者
(船舶所有者)



24時間・土日祝日
届出可能

- ・就業規則
- ・時間外労働協定
- ・補償休日労働協定
- ・休憩時間分割協定

船員システム上で、

- ・届出事項の入力
- ・必要書類（協定書の写し等）の添付



【地方運輸局（神戸運輸監理部及び
沖縄総合事務局運輸部を含む）】



受理

二次元バーコードが付
与された受理通知書
の送付

※受理した時点
で自動送付



申請者
(船舶所有者)



船員システム上に、受理通知書
及び届出た協定書の写しが保管
(ダウンロード可能)。

窓口申請(従前どおり)

申請者
(船舶所有者)



開庁日のみ
届出可能

- ・就業規則
- ・時間外労働協定
- ・補償休日労働協定
- ・休憩時間分割協定

紙資料を持参し、出頭

- ・届出書 2通
- ・協定書 2通 等

【地方運輸局等】

※支局・海事事務所に提出があった場合は、
写しを本局へ送付



受理

官庁受理印を押印した
届出書及び協定書を返却



申請者
(船舶所有者)

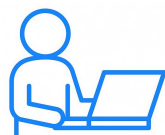


オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

航行報告に係る想定フロー

オンライン申請

申請者（原則船長）



24時間・土日祝日
届出可能

船員システム上で、
・報告事項の入力
・必要書類（航海日誌の写し）
の添付



【地方運輸局（神戸運輸監理部及び
沖縄総合事務局運輸部を含む）】



受理

受理されたら、
船舶所有者マイページ
に通知

船舶所有者マイページ



船員システム上で、
受理されたことが確認可能。

窓口申請（従前どおり）

申請者（原則船長）



開庁日のみ
届出可能

紙資料を持参し、出頭
・報告書 3通
・航海日誌

【地方運輸局等、（指定市町村、領事館）】



受理

官庁受理印を押印した
報告書及び航海日誌を返却

申請者
（原則船長）



オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

航行に関する報告の証明に係る想定フロー

オンライン申請

申請者（船舶所有者or船長）



24時間・土日祝日
申請可能

e-Gov上で、申請事項を入力

※審査完了後に手数料を電子納付

※証明のオンライン申請は、航行報告
をオンラインで行った場合のみ可能



【地方運輸局（神戸運輸監理部及び
沖縄総合事務局運輸部を含む）】



審査

二次元バーコードが付与
された航行報告証明書
を送付



※手数料納付が
確認できた時点
で自動送付



申請者



e-Gov上で、証明書の
ダウンロードが可能

窓口申請(従前どおり)

申請者（船舶所有者or船長）



開庁日のみ
申請可能

紙資料等を持参し、出頭

- ・申請書
- ・報告書の写し
- ・航海日誌
- ・手数料



【地方運輸局等】



審査

押印した航行報告書の
写しを手交



申請者



オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

欠員届出・許可(船員法)に係る想定フロー

オンライン申請

申請者 (船舶所有者)



24時間・土日祝日
届出可能

船員システム上で、
☑届出か許可の申請を選択
・欠員の職名、資格
・欠員発生港、補充港 等
を入力

【地方運輸局（神戸運輸監理部及び
沖縄総合事務局運輸部を含む）】



受理/許可

届出/申請が提出された時点で
受付通知書が自動送付

届出受理通知書・
欠員許可証の送付



窓口申請(従前どおり)

申請者 (船舶所有者)



開庁日のみ
届出可能

紙資料等を持参し、出頭
・届出書 (任意様式)
・申請書 (任意様式)

【地方運輸局等】



・届出/許可の内容の確認
・届出書、申請書への官庁印押印

受理/許可

押印した届出書・申請書を手交



オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減